

国指定がん診療連携拠点病院等の 推薦について

令和6年度大阪府がん対策推進委員会
第2回がん診療連携検討部会

地域がん診療連携拠点病院等の指定更新等の推薦について

◆指定更新及び指定類型変更にかかる推薦

国拠点病院の指定期間は原則4年間(R5.4.1～R9.3.31)であるが、令和5年度の指定更新申請に際して、国の検討会(R6.2.21)において、

- ①令和7年11月に医療圏をまたぐ移転を行う近畿大学病院
- ②検討会時点で未充足要件があり、地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定類型の見直しを受けた大阪南医療センター

については、1年間(R6.4.1～R7.3.31)の指定更新がなされたところ。
この度、この2病院の指定更新等の申請にあたり、推薦を行う。

国指定のがん診療連携拠点病院等の指定状況

- 都道府県がん診療連携拠点病院 1病院
- 地域がん診療連携拠点病院(※特例型含む) 8圏域17病院
うち指定期間1年 2病院

◆ 都道府県がん診療連携拠点病院

病院名	指定期間
大阪国際がんセンター	4年

【指定期間】

- 4年・・・R5.4.1～R9.3.31
- 3年・・・R6.4.1～R9.3.31
- 1年・・・R6.4.1～R7.3.31

◆ 地域がん診療連携拠点病院(※特例型含む)

圏域	病院名	指定期間
豊能	大阪大学医学部附属病院	4年
	市立豊中病院	4年
三島	大阪医科薬科大学病院	4年
北河内	関西医科大学附属病院	4年
中河内	市立東大阪医療センター	4年
	八尾市立病院	4年
南河内	近畿大学病院	1年
	大阪南医療センター ※特例型	1年

圏域	病院名	指定期間
堺市	大阪労災病院	4年
	堺市立総合医療センター	3年
泉州	市立岸和田市民病院	4年
	和泉市立総合医療センター	4年
大阪市	大阪公立大学医学部附属病院	3年
	大阪市立総合医療センター	4年
	大阪赤十字病院	4年
	大阪医療センター	3年
	大阪急性期・総合医療センター	4年

①近畿大学病院の推薦について

◆国の検討会(R6.2.21)における決定事項

- (1) **令和6年度の移転前の指定の検討会**において、以下要件について確認し、充足している場合には、移転後も含めた1年間を指定期間とする。
- ①移転後も全ての指定要件を充足する見込みについて
 - ②移転後の診療実績の見込み詳細について
 - ③移転元と移転先のがん医療圏の患者受療動向への影響を含めたがん診療提供体制の詳細について
- (2) 仮に、上記のとおり、令和6年度の指定の検討会で1年間の指定を行った場合は、**令和7年度の移転後の指定の検討会**において、以下の要件について確認し、指定の更新を行う。
- ①移転後の指定要件の充足状況について
 - ②移転後の診療実績の詳細について

◆大阪府の推薦(案)

- **令和6年度提出の現況報告において国指定要件を充足するとともに、上記(1)に記載の要件①②③を充足する予定であることから、国に指定更新の推薦を行う。**
- ①移転後も全ての指定要件を充足する見込み及び②移転後の診療実績の見込み詳細について
 - ・移転後はがんセンターとして、がん治療にかかる主要な診療科や専用の相談室のあるエリアを設けて、がん専門チームによる集学的治療と患者ケアにあたることから、**体制の継続、充実が見込まれるため**、診療実績を含む全ての指定要件を充足予定
 - ③移転元と移転先のがん医療圏の患者受療動向への影響を含めたがん診療提供体制の詳細について
 - ・南河内医療圏：基本協定に基づき、引き続き南河内医療圏における医療体制の確保に取り組む
 - ・堺市医療圏：堺市医療圏において、南部に拠点病院が移転することで、堺市医療圏のがん医療の均てん化に寄与

②大阪南医療センターの推薦について

◆大阪南医療センターの指定要件の充足状況

指定要件	国指定拠点病院	大阪南医療センター		
		R5年度	R6年度	
診療実績 (※1)	院内がん登録数	(年間) 500件以上	895件	715件
	悪性腫瘍の手術件数	(年間) 400件以上	541件	440件
	薬物療法のべ患者数	(年間) 1,000人以上	2,452人	2,387人
	放射線治療のべ患者数	(年間) 200人以上	208人	153人 (2)
	緩和ケアチームの新規介入患者数	(年間) 50人以上	92人	97人
(※2) 従事者 診療	放射線治療に携わる医師	専従かつ常勤 1名以上	0人 (1)	1人

※1 基準期間
(申請年の前年の
1月1日～12月31日)

※2 基準時
(申請年の9月1日時点)

●特例型の指定類型の見直しを受けた令和5年度は①放射線治療に携わる医師の配置要件が未充足であり、令和6年度は②放射線治療のべ患者数の要件が未充足となるため、**令和6年度末をもって指定取り消しとなる可能性が高い。(下記※参照)**

●大阪南医療センターが指定取り消しとなった場合は、近畿大学病院移転後の令和7年11月以降、**南河内医療圏はがん診療連携拠点病院の無いがん医療圏となる。**

◆参考) 要件未充足がある場合の国の対応



※Aの指定要件を未充足で特例型の指定を受け、その後Aは充足したが、今度はBの要件が未充足で指定の検討会を迎えた場合は、未充足が継続したものと判断し、指定取り消しとする。

②大阪南医療センターの推薦について

◆ 大阪府の推薦(案)

- 地域がん診療病院(※)として国に指定類型変更の推薦を行う。
その際の連携先となるがん診療連携拠点病院は大阪国際がんセンターとする。

※地域がん診療病院

隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無い医療圏に1カ所整備する。

→推薦にあたっての課題: 令和7年11月までは南河内医療圏にがん診療連携拠点病院があるため、令和7年度の指定期間において、令和7年4月1日時点では大阪南医療センターは地域がん診療病院の要件を完全には満たしていない。

◆ 推薦理由(その1)

- 南河内医療圏におけるがんゲノム医療継続の観点からの必要性
 - ・大阪南医療センターは、南河内医療圏における唯一のがんゲノム医療連携病院として、南河内地域や近隣市の病院と定期的な勉強会を実施するなど、医療従事者間での綿密な連携を行い、検査依頼から結果説明、治療提供を的確かつ迅速に行える体制を確立するなど、地域におけるがんゲノムの診療体制を着実に構築

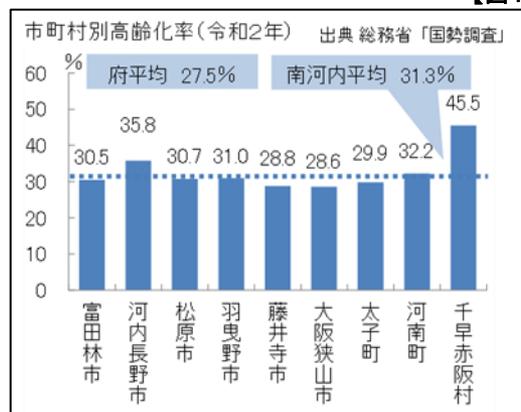
⇒がん遺伝子パネル検査実施件数は年々増加し、院外からの紹介も約3割受入れている。検査を受けた患者分布は南河内医療圏のとりわけ南部に集中している傾向があり、がんゲノム医療を希望する患者が身近な地域で的確かつ迅速な治療を受けるためには、国指定の継続が不可欠。

②大阪南医療センターの推薦について

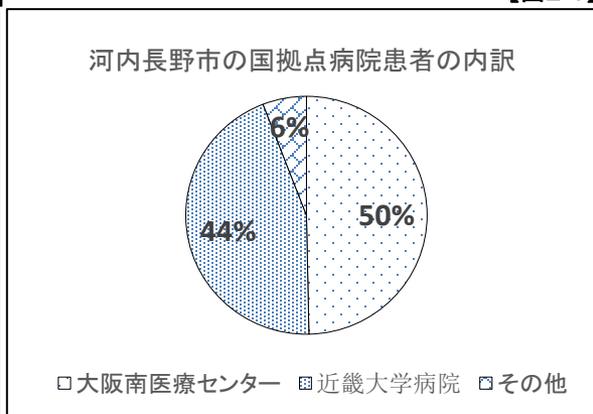
◆ 推薦理由(その2)

- 南河内医療圏の地理的特徴及び患者動向等を踏まえたがん医療体制の観点からの必要性
 - ・南河内医療圏の高齢化率は、府平均27.5%を上回る31.3%と高く、また府内の医療圏では唯一30%を超えている。とりわけ大阪南医療センターのある河内長野市が35.8%、隣接する千早赤阪村が45.5%と高齢化率が特に高い。【図1】
 - ・南河内医療圏の面積は府内で2番目に大きいですが、鉄道網は南北に限定されており、公共交通機関による他の医療圏へのアクセスは必ずしも利便性が高いとは言えない。
 - ・南河内医療圏のがん患者で国拠点病院を利用している者のうち、約2割が大阪南医療センターの患者であり、中でも高齢化率の高い河内長野市及び千早赤阪村では約5割を占めるなど、南河内医療圏の特に南部の患者が多い。【図2】
 - ・治療の特色や医師確保上に課題がある肺がん治療に関しても、河内長野市のがん患者で国拠点病院を利用している者のうち約4割が大阪南医療センターを利用するなど、地域医療に果たす役割は大きい。

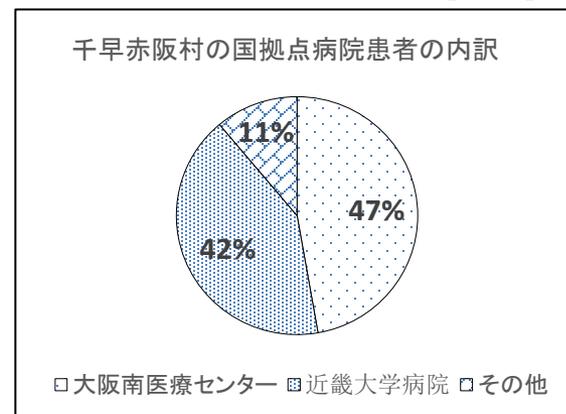
【図1】



【図2-1】



【図2-2】



⇒南河内医療圏が有する地理的特徴や人口構成、患者動向を踏まえると、引き続き南河内医療圏においてがん治療の中心的役割を果たすべく、大阪南医療センターの国の指定継続が不可欠。

参考) 二次医療圏における国指定拠点病院等の配置状況及

- ①大阪国際がんセンター★ (都道府県拠点)
- ②大阪大学医学部附属病院
- ③市立豊中病院
- ④大阪医科薬科大学病院
- ⑤関西医科大学附属病院
- ⑥市立東大阪医療センター
- ⑦八尾市立病院
- ⑧近畿大学病院
- ※R7.11.1に南河内医療圏から堺市医療圏へ移転予定
- ⑨大阪南医療センター▲ (特例型)
- ※R6年度手続きで未充足要件あり
- ⑩大阪労災病院
- ⑪堺市立総合医療センター
- ⑫市立岸和田市民病院
- ⑬和泉市立総合医療センター
- ⑭大阪公立大学医学部附属病院
- ⑮大阪市立総合医療センター
- ⑯大阪赤十字病院
- ⑰大阪医療センター
- ⑱大阪急性期・総合医療センター

